

始良市子ども医療費助成に係る 制度改正の概要について

始良市 子どもみらい課 子ども給付係

- 1 制度改正後の概要
- 2 医療機関等における対応
- 3 自動償還方式の終了について
- 4 留意事項
- 5 参考

1 制度改正後の概要

(1) 概要

- ・ 始良市では、令和7年4月1日より県内医療機関等における保険診療分の一部負担金の窓口無償化（現物給付）の対象について、新たに**住民税課税世帯の中学生までの子ども**を対象に加えます。

	R7.3.31診療分まで		R7.4.1診療分から	
住民税	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯
未就学児	自動償還	窓口無償化 (現物給付)	窓口無償化 (現物給付)	窓口無償化 (現物給付)
小学生				
中学生	自動償還 (2千円自己負担)			
高校生年代				

令和7年4月以降のすべての助成対象者は現物給付の対象となる。
(県内医療機関等のみ)

※高校生年代・・・18歳年齢到達後の3月31日まで
※住民税非課税世帯の高校生年代までの子どもについては、令和3年4月から窓口負担無償化の対象となっています。

1 制度改革後の概要

(2) 改正後の助成対象者

- 始良市内在住の中学生までの子ども(令和7年3月31日時点でひとり親医療・重心医療の対象だった者を含む)
- 始良市内在住の住民税非課税世帯の高校生年代の子ども

※生活保護世帯の子どもや児童福祉施設等の入所中の子どもは除く。

【ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費助成対象者について】

- ☑制度改正にともない、これまでひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費助成の対象だった住民税課税世帯の中学生までの子どもについても利便性向上の観点から子ども医療費助成の対象とする。
- ☑各医療費助成制度の併用は不可。4月以降中学生までの子ども及び非課税世帯の高校生年代は、原則子ども医療費助成のみとなる。
- ☑高校生年代までの子どもでひとり親医療または重心医療の対象は、課税世帯の高校生年代のみが対象。

【R7.4.1～】

	中学生まで	高校生年代(非課税)	高校生年代(課税)
子ども医療	○	○	×
ひとり親医療	×	×	○
重心医療	×	×	○

各制度の優先性はありませんが、ひとり親・重心対象者も制度改正に合わせ、より利便性の高い子ども医療費に移行します

1 制度改革後の概要

【留意事項】

※各医療費助成の制度間の優先性はありませんが、始良市では制度改革に伴い4月以降中学生までの子ども及び非課税世帯の高校生年代の子どもについては利便性の高い子ども医療の資格のみを持つことになります。医療機関窓口で対象者に該当すると思われる子どもの受診で従来のひとり親医療受給者証(黄緑色)または重心医療受給者証(白色)の提示があった場合は、子ども医療の受給者証の確認をお願いします。

※4月以降子ども医療対象者がひとり親医療・重心医療を利用された場合は、受給者本人が市役所窓口で領収書申請が必要となります。特に重心医療については、自動償還による助成ができませんので、自動償還の明細データの報告があった場合は医療機関へ返戻の報告を行います。

(3) 改正後の助成方法

・県内医療機関等(入院・外来、調剤薬局、歯科、整骨院、訪問看護など)を受診の際は窓口でマイナ保険証等と一緒に子ども医療費受給資格者証を提示することで保険診療分の一部負担金が無償となります。

※以下の場合は、窓口負担後に領収書申請が必要です。(受診月の翌月から6か月以内の申請が必要)

- ・受給資格者証を提示できないとき
- ・治療用装具を購入したとき
- ・県外医療機関を受診したとき

1 制度改正後の概要

(4) 受給資格者証

① 新受給資格者証(右図)

- ☒ 青色
- ☒ 住所の表記なし
- ☒ 保険情報の表記なし(保険者名及び記号・番号)

※最新の保険情報はマイナ保険証等により医療機関窓口でご確認ください。

② 公費負担者番号(始良市)

- ☒ 中学生までは課税状況に関わらず共通の番号
- ☒ 高校生年代(非課税世帯)は新たに公費番号を設定

住民税	未就学児～中学生	高校生年代
課税世帯	80460199	
非課税世帯		80461197

③ 受給期間

- ☒ 中学生までの子ども(80460199): 15歳到達後最初の3月31日まで
- ☒ 非課税世帯の高校生年代(80461197): 令和7年4月1日から令和7月末まで(引き続き対象となる方へは令和7年8月から翌年7月末までのものを交付)

現物給付

始良市子ども医療費助成金受給資格者証

公費負担者番号(一部負担金0円) 80460199

資格者番号 *****

子ども氏名 アイラ タロウ

始良 太郎

生年月日 令和 5年 1月23日

受給資格者 始良 花子

受給期間 令和 7年 4月 1日 ~ 令和20年 3月31日

交付年月日 令和 7年 3月 4日

始良市長 長之印

見本

2 医療機関における対応

(1) 受診時

・窓口でマイナ保険証等と併せて子ども医療費受給資格者証をご確認ください。

※確認できない場合は、窓口で支払後に受給者が市役所で領収書申請が必要です。

・学校などのけがの場合は、子ども医療費助成の対象外となりますのでその旨案内ください。

※授業・部活・登下校中など学校管理下におけるけがは日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となり、子ども医療費による助成ができません。

・子ども医療費の他に公費負担医療制度が適用される場合は、優先的に適用ください。

ex.小児慢性特定疾病医療、育成医療など

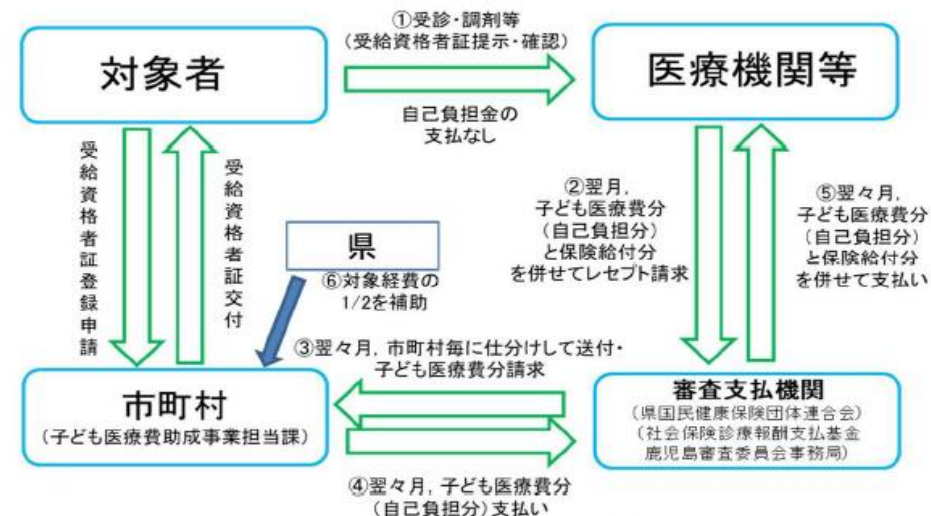
(2) 請求時

・子ども医療費分は、併用レセプトにより保険給付分の請求と併せて審査支払機関に請求ください。請求月の翌月に審査支払機関から支払われます。

※レセプトの記載方法は、県作成の医療機関向け手引きを参照ください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/teate/04008008.html>

(請求スキーム)



※現物給付方式においては、併用レセプトを使用するため、現行の自動償還方式において各市町村が国保連を通じて医療機関等に支払っている報告事務手数料は発生しません

3 自動償還方式の終了について

(1) 自動償還方式の終了時期

- 令和7年4月からの新制度(現物給付方式)の開始に伴い、子ども医療費助成制度における**現行の自動償還方式は終了します。**
- 令和7年3月末までの診療分に係る子ども医療費は自動償還方式の対象です。
→ 国保連へ自己負担額支払明細書(個票データ)の提出が必要
- 自動償還方式終了に伴い各医療機関に対する報告事務手数料(1件当たり50円)の支払いはなくなります。

(2) 自動償還対象分の国保連への最終報告期限

- 令和7年6月10日まで
- 3月診療分だけでなく、過去の医療費について報告漏れがないか御確認の上、期限までの提出に御協力ください。
- 期限(6/10)以降は国保連において報告の受理ができなくなりますので、遺漏のないよう御対応ください。

(3) 国保連への最終報告期限(6/10)以降の対応

- 最終報告期限(6/10)以降に、報告漏れがあった場合は、医療機関等において、対象者へ連絡を行い、始良市窓口で子ども医療費の支給申請を行っていただくよう、案内の御協力をお願いします。
- 最終報告期限(6/10)までの国保連への報告を徹底し、報告漏れが生じることのないようお願いします。

3 自動償還方式の終了について

医療機関等における対応イメージ							
時期	令和6年度			令和7年度			
	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
窓口	自己負担金の徴収あり（自動償還）			自己負担金の徴収なし（現物給付）			
報告等	R7. 3月までの診療分：自己負担額支払明細書を国保連へ提出(6/10※)						自動償還方式事務終了
				R7. 4月以降診療分：併用レセプトにより審査支払機関へ請求			

4 留意事項

(1) 受診時は必ず受給資格者証を確認してください。

- ・制度移行後直後は、従来の受給者証(オレンジ・ピンク・グレーなど)を提示することも想定されます。新しい受給資格者証の確認をお願いします。
- ・受給資格者証が確認できない場合は、窓口で一部負担金支払い後、市役所窓口で受給者本人が申請を行います。

(2) 学校などでのけがの場合は子ども医療費助成による受診はできません。

- ・授業・部活・登下校中など学校管理下におけるけがは日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となり、子ども医療費による助成ができません。
- ・保護者から学校等の管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、保険診療の一部負担金相当額を保護者に請求してください。

(3) 請求時は、公費負担者番号、受給者番号、実診療年月日、医療点数及び自己負担額等誤りがないようお願いします。

- ・レセプトの記載方法については県作成の手引きによる確認や各支払審査機関へお尋ねください。

(4) 子ども医療対象者で重度心身障害者医療の自動償還による報告があった対象者について返戻の連絡を行います。

- ・改めて市から対象者へ領収書申請の案内の連絡を行います。

5 参 考

(1) 近隣市町村の概要 (R7.4.1～)

【県内医療機関等のみ】

	始良市	鹿児島市	霧島市	湧水町
中学生まで	窓口無償化	窓口無償化	窓口無償化	窓口無償化
高校生年代(非課税)				
高校生年代(課税)	助成対象外	助成対象外	助成対象外	

(2) 始良市及び関係機関ホームページ

・始良市子ども医療費助成制度

https://www.city.aira.lg.jp/kyufu/kurasi/ikuji/teate_josei/kodomoiryohijose.html

・鹿児島県子ども医療費助成制度

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/teate/04008008.html>

・鹿児島県子ども医療費助成制度の新制度に係る医療機関等向け説明会資料

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae32/boshiiryo/kodomoiryohi.html>

・鹿児島県国民健康保険団体連合会

<https://kokuhoren-kagoshima.or.jp/ir30000>

・社会保険診療報酬支払基金

<https://www.ssk.or.jp/aboutkikin/index.html>

・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>